

取引先企業との間における誓約書徴収の取扱い

平成 27 年 4 月 1 日
事務局長決済

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」＜平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正＞に基づき、四日市看護医療大学と取引先企業との間における誓約書徴収に係る必要事項について、下記のとおり定める。

記

1 誓約書の提出

- ① 本学と新規に取引が生じた企業に対しては、「誓約書」の提出を求める。
- ② 平成 27 年 4 月 1 日以前に取引実績のある企業に対しては、前年度年間 3 万円以上の取引、かつ 2 回以上の取引がある企業に対して、「誓約書」の提出を求める。
- ③ 提出回数は、1 企業 1 回とする。なお、ガイドラインの改正や、本学の諸規程等の見直しを行った際には、改めて、提出を求める場合がある。
- ④ 「誓約書」は、別紙様式のとおりとする。

2 適用除外

次の項目に該当する取引企業については、誓約書の提出を求めない。

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ② 学校法人
- ③ 外国企業等
- ④ 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者
- ⑤ 会計監査法人、弁護士、税理士、社会保険労務士等
- ⑥ その他、本学が提出の必要がないと判断したもの

附則

この取扱いは、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。